

千葉県告示第458号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和元年5月27日

千葉市長 熊谷 俊 人

1 届け出た地縁による団体

(1) 名 称 高根団地自治会

(2) 所在地 千葉県若葉区高根町900-3

(3) 代表者 ア 氏名 徳山 尚子

イ 住所 千葉県若葉区高根町915-124

2 変更があった事項及びその内容（変更：下線部分）

(1) 代表者（氏名及び住所）

(新) ア 徳山 尚子 イ 千葉県若葉区高根町915-124

(旧) ア 鳥海 福蔵 イ 千葉県若葉区高根町915-56

(2) 規約（第17条1項 本会は目的達成のため、また事業遂行するため、次の部門を置く。）

(新) 1. 総務部 2. 防災部 3. 文化, 社会部 4. 環境衛生部

(旧) 1. 総務部 2. 防災部 3. 文化部 4. 環境衛生部 5. 社会部